

## 茨木市規則第■■■号

## 茨木市屋外広告物条例施行規則（素案）

## （趣旨）

第1条 この規則は、茨木市屋外広告物条例（令和6年茨木市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規則における用語の意義は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び条例の定めるところによる。

## （禁止区域等の指定の告示）

第3条 市長は、条例第6条第1項第2号から第5号まで及び第7号並びに同条第2項の規定により地域又は場所を指定し、又は指定の変更若しくは廃止をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該地域又は場所を告示しなければならない。

## （公共に資する広告物の表示及び設置の届出）

第4条 条例第9条第1項ただし書きの規則で定めるものは、表示面積が40平方メートルを超える広告塔又は広告板とする。

2 条例第9条第1項ただし書きの規定による届出は、公共広告物等表示（設置）届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 現況カラー写真
- (4) 広告物の色彩及び意匠を表す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

## （禁止区域等の適用除外の基準）

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める基準は、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示面積（同一の土地、建物又は工作物に複数の広告物を表示し、又は複数の掲出物件を設置する場合にあっては、当該広告物等の表示面積の合計の面積とする。以下この条において同じ。）が7平方メートル以下のものであることとする。

2 条例第9条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 表示面積が7平方メートル以下のものであること。

- (2) 地上から広告物等の上端までの距離が5メートル以下のものであること。
- 3 条例第9条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 寄贈者名等を表示する部分の面積が0.5平方メートル以下のものであること。
- (2) 広告物等の表示面積が、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建物又は工作物の当該面（表示方向から見た場合の当該建物又は工作物の外郭線内を1平面とみなしたものをいう。）の面積の20分の1以下のものであること。
- 4 条例第9条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 表示面積が5平方メートル以下のものであること。
- (2) 地上から広告物等の上端までの距離が5メートル以下のものであること。
- (3) 同一の目的のために表示し、又は設置する広告物等の数が2以下のものであること。
- 5 条例第9条第2項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 広告物等の大きさ（広告旗又は立看板等にあつては、脚部を含む。）が、次のアからウまでに掲げる広告物等の種類に応じ、当該アからウまでに定めるものであること。
- ア はり紙又ははり札等 縦が1.2メートル以下、横が0.8メートル以下のもの
- イ 広告旗 縦が2.0メートル以下、横が0.5メートル以下のもの
- ウ 立看板等 縦が2.0メートル以下、横が1.5メートル以下のもの
- (2) 広告主又は広告物等の管理を行おうとする者の氏名又は名称及び連絡先が明示されているものであること。
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する期間の始期及び終期が明示されているものであること。
- 6 条例第9条第3項第1号の規則で定める取組は、次に掲げるもののうち、市長が適当と認めるものとする。
- (1) 道路の清掃及び美化
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備及び管理
- (3) 公共団体等が実施主体となる催物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上、防犯その他の地域における公共的な取組
- 7 条例第9条第3項第2号の規則で定めるものは、市又は大阪府が広告物等を表示し、又は設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する広告物等とする。
- （堅ろうな広告物等）

第6条 条例第10条第1項の規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造、石造その他

の耐久性を有する構造により築造され、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の確認を受けたものとする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める期間は、3年間とする。

（事前協議）

第7条 条例第11条第1項の規定による協議は、次条の規定による申請を行うまでに、事前協議書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 現況カラー写真
- (4) 広告物等の色彩及び意匠を表す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

（許可の申請）

第8条 条例第12条第1項又は条例第14条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した屋外広告物等許可申請書（様式第3号）を市長に提出することにより申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）
- (2) 広告物等の所有者及び占有者の氏名等
- (3) 広告物等の管理を行う者（次号において「管理者」という。）の氏名等
- (4) 管理者が大阪府の区域内に住所を有しない場合にあつては、当該管理者の委任を受けて直接に管理を行う者の氏名等
- (5) 広告物等を表示し、又は設置するための工事を行う者が屋外広告業を営む者である場合にあつては、その者の氏名等並びに屋外広告業の登録番号及び登録年月日
- (6) 広告物等の種類
- (7) 広告物等の数量
- (8) 広告物の表示場所又は掲出物件の設置場所（広告物等が移動するものにあつては、その範囲）
- (9) 広告物の表示期間又は掲出物件の設置期間
- (10) 広告物等の形状、寸法、色彩、意匠その他表示又は設置の方法
- (11) 広告物等の材料及び構造の概要
- (12) 広告物が表示する内容
- (13) 広告物等を表示し、又は設置するための工事の完了予定年月日
- (14) その他市長が必要と認める事項

2 条例第13条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項のうち、変更の許可を受けようとするものを記載した屋外広告物等変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出することにより申請しなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する方法を明らかにした書類
- (2) 広告物等の材料及び構造を明らかにした図面
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その承諾書
- (4) 付近見取図
- (5) 現況カラー写真
- (6) 条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等に係る申請にあっては、地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類又はこれに準ずるもの
- (7) 条例第9条第3項第2号に掲げる広告物等に係る申請にあっては、公共団体が広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面
- (8) 条例第14条の規定による許可を受けようとする場合で、第14条第2項に規定する広告物等以外のものに係る申請にあっては、同条第3項の規定により作成した屋外広告物等安全点検報告書（申請の3月前までに行った点検に係るものに限る。）及び当該点検を行った者が屋外広告士又は同条第1項に規定する者であることを証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

4 第2項の申請書には、前項各号（第3号を除く。）に掲げる書類のうち、変更の許可を受けようとする事項の内容が分かるもの及び第3号に掲げる書類を添付しなければならない。

5 市長は、第1項又は第2項の申請があった場合において、適当と認めるときは、屋外広告物等許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（許可の適用除外）

第9条 条例第12条第1項第2号の規則で定める車両等は、次に掲げる車両（条例第2条第1項第3号に規定する自家用広告物等を表示し、又は設置する車両及び営利以外の目的で広告物等を表示し、又は設置する車両を除く。）以外の車両等とする。

- (1) 電車
- (2) 路線バス（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による登録に係る使用の本拠の位置が本市の区域内であるもの（専ら高速自動車国道又は自動車専用道路を通行するものを除く。）に限る。）

(3) 広告宣伝用自動車

2 条例第12条第1項第3号の規則で定めるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等は、第5条第5項各号に掲げる基準に適合するものとする。

(許可の基準等)

第10条 条例第12条第2項の規則で定める基準は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

2 市長は、条例第9条第3項各号に掲げる広告物等に係る条例第12条から第14条までの許可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の意見を聴くものとする。

(許可の期間)

第11条 条例第12条第4項の規則で定める期間は、2年以内とする。ただし、はり紙、はり札等、広告幕、広告旗、立看板等及びアドバルーンにあつては、3月以内とする。

(変更の許可等に係る事項)

第12条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、第8条第1項第6号、第7号（広告物等の数量が増加する場合に限る。）、第8号、第10号から第12号までに掲げる事項とする。

2 条例第13条第3項の規則で定める事項は、第8条第1項第1号から第5号まで及び第13号に掲げる事項とする。

3 条例第13条第3項の規定による届出は、屋外広告物等変更届出書（様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

(工事の完了等に係る事項)

第13条 条例第16条の規定による届出は、屋外広告物等工事完了等届出書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

(点検)

第14条 条例第19条の規則で定める者は、広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第2項に規定する技能検定（1級に限る。）に合格した者及び屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者とする。

2 条例第19条ただし書の規則で定める広告物等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) はり紙、はり札等、広告幕、広告旗、立看板等及びアドバルーン
- (2) 地上から当該広告物等の上端までの距離が4メートル以下のもの
- (3) 表示面積が3平方メートル未満のもの
- (4) 塗料等により壁面に直接表示されるもの

3 広告物等の所有者、占有者又は条例第12条第1項の許可を受けた広告物等を管理する者は、条例第19条の規定により屋外広告士又は第1項に規定する者に広告物等の点検をさせたときは、当該点検の結果を記載した屋外広告物等安全点検報告書（様式第8号）を作成し、当該点検をした広告物等を除却するまでの間、保存しなければならない。

（除却の届出）

第15条 条例第20条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（様式第9号）を市長に提出することにより行うものとする。

（保管した広告物等の公示の場所等）

第16条 条例第23条第1項の規則で定める場所は、市役所前の掲示場（次条第2項において「掲示場」という。）とする。

2 条例第23条第2項の規則で定める場所は、屋外広告物に関する事務を分掌する課内とする。

（保管した広告物等を売却する場合の公告事項）

第17条 条例第26条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 競争入札の執行の日時及び場所

(2) 契約条項の概要

(3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第26条第2項の規則で定める場所は、掲示場その他市長が適当と認める場所とする。

（保管した広告物等を返還する場合の受領書）

第18条 条例第27条の規則で定める受領書は、屋外広告物等受領書（様式第10号）とする。

（広告主に対する指導）

第19条 条例第28条第1項の規定による指導は、市長が広告主に対し、当該指導に係る措置の内容及び措置を求める理由並びに当該指導の責任者を記載した書面を交付することにより行う。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する場合の許可の基準表

区分	大きさ	掲出位置	色彩等	掲出個数等
電柱又は電話柱を利用する広告物等であつて、突き出して取り付けるもの	縦が1.2メートル以下、横が0.45メートル以下のものであること。	地上から最下端までの距離が4.7メートル（歩道上にあっては、2.5メートル）以上、電柱又は電話柱との間隔が0.15メートル以下のものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のものであること。 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。	電柱又は電話柱1本当たり1個までであること。
電柱又は電話柱を利用する広告物等であつて、巻き付けて取り付けるもの	縦が1.5メートル以下、横が電柱又は電話柱の円周の範囲内のものであること。	地上から最下端までの距離が1.2メートル以上のものであること。		電柱又は電話柱1本当たり1個まで（道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）であること。
停留所標識を利用する広告物等	縦が0.45メートル以下、横が0.45メートル	地上から最下端までの距離が0.7メートル以上のもの	次に掲げる基準に適合するものであること。	停留所標識1本当たり2面まで

	ル以下のもの であること。	であること。	(1) 地色は、赤 色、黄色その他 これらに類する 色以外の色（看 板の場合に限 る。）であるこ と。 (2) 蛍光、発光又 は反射を伴う塗 料又は材料を用 いないものであ ること。	(進行車両 の非対面及 び歩道側面 に限る。) であるこ と。
--	------------------	--------	--	---

別表第2（第10条関係）

車両を利用する場合の許可の基準表

区分	大きさ	表示等の方法
電車	1車両当 たりの表 示面積が 8平方メ ートル未 満のもの	次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 車両の窓又はドア等のガラス部分に表示するもの でないこと（市長が定める広告物を除く。）。 (2) 車両のそれぞれの面の表示面積は、1面当たり4 平方メートル以下のものであること。
	上記以外 のもの	市長が別に定める基準に適合するものであること。
路線バス	1車両当 たりの表 示面積が 4平方メ ートル未 満のもの	次に掲げる基準に適合する方法であること。 (1) 側面の表示面積は、1面当たり1.5平方メートル 以下のものであること。 (2) 後面の表示面積は、1面当たり1.7平方メートル 以下のものであること。 (3) 1面当たり2個以下のものであること。 (4) 前面に表示するものでないこと。 (5) 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示するもの でないこと（市長が定める広告物を除く。）。



		(6) 消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものであること。
	上記以外のもの	市長が別に定める基準に適合するものであること。
広告宣伝用自動車	全てのもの	消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものであること。

備考 「表示面積」とは、広告物等の縦幅に横幅を乗じて得た面積をいい、2以上の広告物等が表示され、又は設置される場合は、それらの合計面積をいう。

### 別表第3（第10条関係）

#### 区域別の許可の基準表（許可区域別）

区分	第1種許可区域	第2種許可区域	第3種許可区域
屋上広告物 （建物の屋上に表示され、又は設置される広告物等をいう。別表第4において同じ。）	次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）縦が建物の高さの5分の1以下（支柱等も高さに含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 （2）外壁の延長面からの突き出しがないものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）縦が建物の高さの5分の1以下（支柱等も高さに含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 （2）外壁の延長面からの突き出しがないものであること。	次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）縦が建物の高さの3分の1以下（支柱等も高さに含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 （2）外壁の延長面からの突き出しがないものであること。
壁面広告物 （建物の壁面（当該壁面にある窓その他の開口部を含む。）に表示され、又は設	次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）縦が表示され、又は設置される壁面の高さの2分の1以	次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）縦が表示され、又は設置される壁面の高さの2分の1以	次に掲げる基準に適合するものであること。 （1）縦が表示され、又は設置される壁面の高さの範囲内、横が

<p>置される広告物等（突き出して表示され、又は設置される広告物等（以下この表において「突出広告物」という。）を除く。）をいう。別表第4において同じ。）</p>	<p>下、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。</p> <p>(2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の5分の1以下のものであること。</p> <p>(3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突き出しがないものであること。</p>	<p>下、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。</p> <p>(2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の5分の1以下のものであること。</p> <p>(3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突き出しがないものであること。</p>	<p>表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。</p> <p>(2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の3分の1以下のものであること。</p> <p>(3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突き出しがないものであること。</p>
<p>突出広告物</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。</p> <p>(2) 突き出し幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。</p> <p>(3) 地上から下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあ</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。</p> <p>(2) 突き出し幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。</p> <p>(3) 地上から下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあ</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。</p> <p>(2) 突き出し幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。</p> <p>(3) 地上から下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあ</p>

	<p>っては2.5メートル以上のものであること。</p>	<p>っては2.5メートル以上のものであること。</p>	<p>っては2.5メートル以上のものであること。</p>
<p>地上広告物 (地上に表示され、又は設置される広告物等をいう。)</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 地上から上端までの距離は、10メートル以下のものであること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、20平方メートル以下（表示面が一面の場合は10平方メートル以下）のものであること。</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 地上から上端までの距離は、15メートル以下のものであること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、30平方メートル以下（表示面が一面の場合は15平方メートル以下）のものであること。</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 地上から上端までの距離は、15メートル以下のものであること。</p> <p>(2) 表示面積の合計は、40平方メートル以下（表示面が一面の場合は20平方メートル以下）のものであること。</p>
<p>工作物利用広告物（塀、柵その他の工作物（別表第1の区分の欄及びこの表の区分の欄に掲げるものを除く。）に表示され、又は設置される広告物等をいう。)</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 表示面積は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の5分の1以下のものであること。</p> <p>(2) 設置される面からの突き出しがないのものであること。</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 表示面積は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の5分の1以下のものであること。</p> <p>(2) 設置される面からの突き出しがないのものであること。</p>	<p>次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 表示面積は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の3分の1以下のものであること。</p> <p>(2) 設置される面からの突き出しがないのものであること。</p>

備考

- この表の区分の欄に掲げる広告物等には、はり紙、はり札等、広告旗及び立

看板等は含まれないものとする。

- 2 「第1種許可区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（備考第3項において「用途地域」という。）が第1種中高層住居専用地域若しくは第2種中高層住居専用地域又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域（一般国道171号以北の区域に限る。）である区域をいう。
- 3 「第2種許可区域」とは、第1種許可区域及び第3種許可区域を除く区域をいう。
- 4 「第3種許可区域」とは、用途地域が商業地域又は近隣商業地域である区域をいう。
- 5 壁面広告物及び工作物利用広告物の区分に該当するものに係る「表示面積」とは、建物その他の工作物の壁面における1面ごとの広告物等の面積（広告物等の縦幅に横幅を乗じて得た面積をいい、当該面に2以上の広告物等が表示され、又は設置される場合は、それらの合計面積）をいう。
- 6 条例第9条第2項第4号に掲げる広告物等のうち、条例第6条第1項に規定する禁止区域又は同条第2項に規定する非自家用広告物等禁止区域に存するものは、この表の第1種許可区域に存するものとみなしてこの表の規定を適用する。

#### 別表第4（第10条関係）

##### 地区別の基準表（景観形成地区における上乗せ基準）

地区	表示の方法
全ての景観形成地区	屋上広告物又は壁面広告物の表示面積は、1面当たり30平方メートル以下のものであること。
景観形成地区のうち、元茨木川緑地景観形成地区	広告物等の板面の地色の色彩は、次の各号に掲げる色相に応じ、当該各号に定める彩度のものであること。 (1) R、YR及びY 8以下 (2) 前号に掲げる色相以外の色相 6以下
景観形成地区のうち、歴史的景観形成地区	広告物等の板面の地色の色彩は、全ての色相で彩度6以下のものであること。

備考 「景観形成地区」とは、茨木市景観条例（平成24年茨木市条例第19号）第6条第3項の規定により指定された景観形成地区をいう。